

【篠栗町農業委員会議事録】

1. 開催日時 令和3年5月10日（月） 13時30分

2. 開催場所 役場 2階 大会議室

3. 出席委員（11名）

農業委員

4番 鷹巣 礼子（会長）
10番 松田 護（副会長）
1番 井上 宗利
2番 井上 重誠
3番 平井 眞澄
5番 井上 勘次
6番 村瀬 久美子
7番 城戸 一寿
8番 葉山 繁美
11番 柳池 達美

農地利用最適化推進委員

柳池 吉則

4. 欠席委員（3名）

9番 三代 由美子
12番 合屋 義彦

農地利用最適化推進委員

川内 行雄

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用
集積計画について

議案第2号 農地法第3条による許可申請について

議案第3号 農地法第5条による農地転用許可申請について

議案第4号 令和元年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び
令和2年度目標及びその達成に向けた活動計画について

報告第1号 農地法第4条による農地転用届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 松熊 大

事務局員 吉村 淳子

事務局員 東 輝和

<p>議 長</p>	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和3年5月期篠栗町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会は、9番 三代 由美子 委員 12番 合屋 義彦 委員、川内 行雄 農地利用最適化推進委員の欠席がありますが、過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>【議事録署名人の指名】</p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>1番：井上 宗利 委員</p> <p>2番：井上 重誠 委員 をお願いします。</p> <p>【会議書記の指名】</p> <p>また、本日の会議書記について事務局 東さんを指名いたします。</p> <p>【日程の説明】</p> <p>本日の日程についてですが、議案第1～4号について審議し、報告第1号を受けて、散会とします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 審議】</p> <p>それでは、「議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）」について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 説明】</p> <p>それでは、事務局より説明いたします。議案第1号については、一般的</p>

な表作を目的とした篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）1件となります。

議案書は1ページをご覧ください。

篠栗町長より、令和3年4月25日付で、農用地利用集積計画の決定を求められている利用権設定は、更新1件、合計面積1,851㎡（0.1ha）です。

【議案書の朗読】

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に次のような要件が規定されております。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。
- ③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。
- ⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。

以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。

説明は以上です。

議 長

【議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 採決】

ありがとうございました。

	<p>それでは、議案第1号について審議、採決いたします。</p> <p>何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問等なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第1号について賛成の方は挙手願います。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画」は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 審議】</p> <p>それでは、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 説明】</p> <p>「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請」について説明します。今回の申請件数は2件となっております。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>令和3年4月6日付で、農地法第3条の規定により許可申請があったものです。</p> <p>【議案第2号 審議番号1の朗読】</p> <p>概要について説明いたします。</p> <p>今回は所有権移転（贈与）が目的となっております。面積は2,297㎡と</p>

	<p>なっています。</p> <p>農地法第3条第2項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超えており、全ての許可要件を満たしております。</p> <p>次に審議番号2について説明します。</p> <p>議案書6ページをお開きください。</p> <p>令和3年4月6日付で、農地法第3条の規定により許可申請があったものです。</p> <p>【議案第2号 審議番号2の朗読】</p> <p>概要について説明いたします。</p> <p>今回は所有権移転（贈与）が目的となっております。面積は1,563㎡となっております。</p> <p>農地法第3条第2項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超えており、全ての許可要件を満たしております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>審議番号1、2について地元農業委員の松田副会長から、何かご意見などはありませんでしょうか。</p>
<p>10番 (松田委員)</p>	<p>申請者は家族で農業を行っています。</p>

<p>議長</p>	<p>【議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 採決】</p> <p>議案第 2 号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」審議番号 1 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>【出席委員全員賛成】</p> <p>出席委員全員賛成により、議案第 2 号審議番号 1 については、原案のとおり決定いたします。</p> <p>つづきまして、議案第 2 号審議番号 2 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>【出席委員全員賛成】</p> <p>出席委員全員賛成により、議案第 2 号審議番号 2 については、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>【議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可について 審議】</p> <p>それでは、「議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可について 説明】</p> <p>議案の説明に入ります前に、皆さまにお知らせいたします。</p>

議案第3号審議番号2については、松田副会長が申請人であります。

これは「農業委員会法第31条及び篠栗町農業委員会会議規則第10条、議事参与の制限」の規定に該当します。事務局説明の間はそのまま結構ですが、採決時には退室いただくこととなります。議長からご案内しますので、その際は退室をお願いいたします。

それでは「議案第3号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請」について説明します。

本案件の許認可権は福岡県知事にありますので、篠栗町農業委員会は県知事に意見を付して進達することとなります。

議案書9ページをご覧ください。

【議案第3号 朗読】

こちらは令和3年4月14日に受理したものです。

転用理由は「自己用住宅建築」となっております。

農地区分の要件を確認しながら検討を行いましたところ、結果として、「市街地の区域内又は市街地化の著しい区域内にある農地」ということから、原則として許可できる「第3種農地」に該当いたしました。

今回の転用に関し、開発許可の受付中となっております。そして福岡県との協議は終えている事は確認しておりますし、法的な側面から検討しましても、今回の転用に関しては「許可妥当」と考えられます。

次に審議番号2について説明します。

こちらは令和3年4月16日に受理したものです。

転用理由は「事務所・宿舍・駐車場」となっております。

農地区分の要件を確認しながら検討を行いましたところ、結果として、

	<p>「市街地の区域内又は市街地化の著しい区域内にある農地」ということから、原則として許可できる「第3種農地」に該当いたしました。</p> <p>今回の転用は一時転用となっており、期間満了後は現状回復し、農地に戻ります。また、開発許可関係は手続中となっております。そして福岡県との協議は終えている事は確認しておりますし、法的な側面から検討しましても、今回の転用に関しては「許可妥当」と考えられます。</p> <p>なお、福岡県の担当官とは協議済であり、令和3年4月27日に立会にて現地確認済ですので報告いたします。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第3号審議番号1について地元農業委員の柳池委員から、何かご意見などはありませんでしょうか。</p>
11番 (柳池委員)	<p>隣の農地に影響がないように工事を行うとのことですが、問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第3号審議番号2について地元農業委員の松田委員から、何かご意見などはありませんでしょうか。</p>
10番 (松田委員)	<p>八木山バイパスのトンネル工事を行うと聞いています。</p>
議長	<p>【議案第3号 農地法第5条の規定による農地転用許可について 採決】</p> <p>ありがとうございました。議案第3号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。</p>

	<p>【質問なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第3号審議番号1農地法第5条の規定による農地転用許可について」について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>【出席委員全員賛成】</p> <p>出席委員全員賛成により、議案第3号審議番号1については、原案のとおり決定いたします。</p> <p>つづきまして審議番号2について審議、採決いたしますので松田副会長は退室をお願いします</p> <p>【松田 護 副会長 退室】</p> <p>議案第3号審議番号2について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>【出席委員全員賛成】</p> <p>出席委員全員賛成により、議案第3号審議番号2については、原案のとおり決定いたします。</p> <p>松田副会長は入室してください。</p> <p>【松田 護 副会長 入室】</p>
<p>議 長</p>	<p>【議案第4号 令和2年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度目標及びその達成に向けた活動計画】 審議</p> <p>それでは引き続き、議案第4号について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局

【議案第4号 令和2年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度目標及びその達成に向けた活動計画について説明】

それでは議案第4号「令和2年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度目標及びその達成に向けた活動計画」について説明いたします。

議案書は21頁から32頁になりますのでご覧ください。

本計画の作成につきましては、農地法及び農林水産省通達による方法で作成しています。農業委員会の適正な事務実施に伴い、近年、農業委員会に対して法の公正・公平な運用に問題がある旨の指摘がなされており、このことを踏まえ「農地改革プラン」及び「改正農業委員会法」においては、新たな政策の報告を示すことに加え、農業委員会についても、その事務が的確に実施されることを確保するため、条件整備がなされております。この「農地改革プラン」や「改正農業委員会法」の報告に沿って新たな政策が展開されることに先立ち、その運用を担う農業委員会の事務の点検・検証、一人一人の農業委員及び農地利用最適化推進委員の意識改革等のために策定するものです。

本議案に関しましては、本日の総会で採決をいただき、篠栗町ホームページに掲載し公表するものです。

それでは、原案について説明いたします。

【議案書の朗読】

概要をご説明しますと、令和2年度に掲げた目標に対する振り返りを行

	<p>い、それを踏まえて令和3年度目標を立てる、というものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>【議案第4号 令和元年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度目標及びその達成に向けた活動計画について採決】</p> <p>議案第4号について、何かご意見ご質問はありませんか。</p> <p>【意見・質問等なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第4号について、原案を篠栗町ホームページに掲載することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>【出席委員全員賛成】</p> <p>議案第4号については、原案のとおり篠栗町ホームページへ掲載することで決定いたします。</p>
議 長	<p>【報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について 報告】</p> <p>それでは、報告第1号について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>【報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について 報告】</p> <p>それでは報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について報告します。</p> <p>議案書33ページをご覧ください。令和3年4月7日に受理したものです。</p> <p>【報告番号1 朗読】</p>

	<p>報告番号1については以上となります。</p> <p>申請地は市街化区域ですので、農地法第4条による農地転用届出を受けたものです。都市整備課との協議はなされていることは確認しております。</p> <p>書類等の確認を行いましたところ、添付書類も完備されており、記載不備もありませんでしたので、事務局長専決により受理しておりますので報告いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました</p> <p>。</p> <p>報告第1号について地元農業委員の城戸委員から、何かご意見などはありませんでしょうか。</p>
7番 (城戸委員)	<p>特にありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告第1号に関し、何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【意見、質問等なし】</p> <p>報告第1号については許可を要しませんので、事務局の報告事項として取り扱います。</p> <p>引き続き、事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局	<p>【事務連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配布物について <p>事務局からは以上です。</p>

議 長

皆さまから他に何か、ご意見ご質問はありませんか。

【特に意見等なし】

それでは、これで令和3年5月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。